

# 山梨県公報

第二千八百七十一号

平成三十一年

三月二十八日

木曜日

## 目次

### 告示

- 公立病院等の指定……………一三
- 保安林の指定の予定(三件)……………一三
- 山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程の一部改正……………一四
- 道路の区域変更(四件)……………一四
- 道路の供用開始……………一五
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(六件)……………一六

### 公告

- 基本測量の終了……………一七
- 公共測量の終了……………一七
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一八

### 企業局

- 山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………一八
- 山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程……………二〇
- 山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程……………二〇

### 人事委員会

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………二〇

## 告示

### 山梨県告示第七十八号

公立病院等の指定(平成二十八年山梨県告示第二百二十九号)の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

表を次のように改める。

名称	所在地
住吉病院	甲府市住吉四丁目十番三十二号
山角病院	甲府市美咲一丁目六番十号
HANAZONOホスピタル	甲府市和田町二千九百六十八番地
回生堂病院	都留市四日市場二百七十番地
日下部記念病院	山梨市上神内川千三百六十三番地
峡西病院	南アルプス市下宮地四百二十一番地
三生会病院	上野原市上野原千八百八十五番地

### 山梨県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町大島字三澤五五二八の二、五五二八の三、五五二八の五
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山梨県告示第八十号

字三澤五五二八の二・五五二八の三・五五二八の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町内船字蟻ノ峯平一四八五九
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字蟻ノ峯平一四八五九（次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町万沢字榎ヶ多尾九六〇五から九六〇九まで、九六二〇
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字榎ヶ多尾九六〇六・九六〇八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
    - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第八十二号

山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程の一部を改正する告示

山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程（昭和五十六年山梨県告示第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改める。

附則

この告示は、平成三十一年十月一日から施行する。

山梨県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十一年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 道路の種類 一般国道

- 二 路線名 百四十一号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	旧	新	
北杜市高根町長沢字猪塚一九二〇番一地从先から 北杜市高根町長沢字猪塚一九〇四番一地从先まで	一四・四 二一・八	一四・四 三一・六	二四一・〇

**山梨県告示第八十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十一年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 県民の森公園線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	旧	新	
南アルプス市下市之瀬字工原一六〇六番二八地先から 南アルプス市下市之瀬字工原一六〇六番一 地先まで	七・四 一一・六	八・七 二三・九	六三・〇

**山梨県告示第八十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から平成三十一年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 茅野北杜韮崎線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	旧	新	
韮崎市田中町中條字城山官有無地先から 韮崎市田中町中條字丸山四二九二番三地从先まで	九・六 三八・六	九・六 四六・五	三六九・五

**山梨県告示第八十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十一年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井甲州線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	旧	新	
甲州市塩山熊野字ケカチ二六〇番二地先から 甲州市塩山下於萱字一ノ坪八七二番一地从先まで	七・六 五二・九	七・五 九・八	一一三・八

**山梨県告示第八十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十一年四月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山上萩原字萩原山四 七八三番一地从先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四 七八三番一地从先まで	四一・五	平成三十一年三月二十八日

**山梨県告示第八十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 山梨市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画道路事業 八・七・一号 山梨市駅南北自由通路線及び三・四・五号 根津橋通り線
- 三 事業施行期間 平成二十六年八月十四日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 変更なし
  - 2 使用の部分 変更なし

**山梨県告示第八十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 山梨市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画道路事業 七・五・一号 加納岩小学校西通り線
- 三 事業施行期間 平成二十六年八月十四日から平成三十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 変更なし
  - 2 使用の部分 変更なし

**山梨県告示第九十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 甲府市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 笛吹川都市計画下水道事業甲府市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年十一月二十九日から平成三十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 平成十四年山梨県告示第三百九十四号、平成十九年山梨県告示第三百六十六号及び平成二十六年山梨県告示第九十六号の事業地に、甲府市白井町字宮の腰の一部、上曾根町字朝日、字狐田、字丸沼及び字下古瀬の各一部、下曾根町字岩清水及び字長門田の各一部、上向山町字松林及び字横田の各一部、下向山町字久保沢、字三畑及び字松本の各一部、右左口町字上組、字天神、字上北窪、字松窪、字上数原、字上山越字及び字下山越の各一部並びに中畑町字村上の一部を加える。
  - 2 使用の部分 なし

**山梨県告示第九十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 山梨市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画下水道事業山梨市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十四年六月一日から平成三十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示第七十七号、昭和五十八年山梨県告示第四百四十九号、昭和六十三年山梨県告示第八十九号、平成三年山梨県告示第五百三十五号、平成五年山梨県告示第三百四十六号、平成七年山梨県告示第二百六十二号、平成八年山梨県告示第四百八十七号、平成十二年山梨県告示第二百三十一号、平成十三年山梨県告示第五百五十六号、平成十九年山梨県告示第四百四十号、平成十九年山梨

県告示第二百九十六号及び平成二十六年山梨県告示第百二十五号の事業地に、山梨市南字南山、万力字瀬又の各一部を加え、同市南字長窪及び字瀧ノ平、万力字片瀬、字正月林及び字本林、三ヶ所字添川、字長面、字原及び字榎田、一町田中字山ノ神において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

### 山梨県告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 中央市

二 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画下水道事業中央市公共下水道

三 事業施行期間 昭和六十二年二月二十三日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 平成十四年山梨県告示第五百七号、平成十七年山梨県告示第五百一十二号、平成二十年山梨県告示第百六十八号及び平成二十七年山梨県告示第七十一号の事業地に、中央市山之神字鍛冶新居、字流通団地、字一本柳、字上菜莢、字出口、字下菜莢、字立川、字新割及び字阿原界並びに白井阿原字川向の各一部を加える。

2 使用の部分 なし

### 山梨県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 富士河口湖町

二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業富士河口湖町公共下水道

道

三 事業施行期間 昭和五十二年七月二十八日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和五十二年山梨県告示第三百一号、昭和五十八年山梨県告示第四

百六十四号、昭和五十八年山梨県告示第四百六十五号、昭和五十九年山梨県告示第四百二十四号、昭和六十二年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第四十七号、平成元年山梨県告示第三百三十七号、平成二年山梨県告示第四百二十八号、平成八年山梨県告示第二百二十七号、平成八年山梨県告示第二百二十八号、平成九年山梨県告示第三十一号、平成十三年山梨県告示第二百十二号、平成十三年山梨県告示第二百十四号、平成十三年山梨県告示第二百十八号、平成十七年山梨県告示第百九十二号、平成十八年山梨県告示第四百八十八号、平成二十二年山梨県告示第三百二十二号、平成二十五年山梨県告示第二百五十四号及び平成二十八年山梨県告示第百二十一号の事業地のうち、富士河口湖町大字船津字剣丸尾及び字丸尾岸並びに大字大石字上ノ峯山、字明光山及び字下ノ峰並びに大字河口字広瀬、字水口及び字湖辺の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

## 公 告

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

二 測量の地域 南アルプス市、北杜市並びに南巨摩郡早川町、身延町及び富士川町

三 測量の期間 平成三十年九月十四日から平成三十一年三月八日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（数値地形測量）

二 測量の地域 山梨県南巨摩郡身延町下田原地内

三 測量の期間 平成三十年十月十八日から平成三十一年三月十三日まで



● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。  
平成三十一年三月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 組合の名称 市川三郷町富士川町山王土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年七月二十五日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区 西八代郡市川三郷町大字黒沢字山王の一部及び南巨摩郡富士川町大字駅前通二丁目字沢ノ戸の一部
- 四 事務所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町役場内
- 五 設立認可の年月日 平成二十五年七月二十五日
- 六 変更後の事業施行期間 平成二十五年七月二十五日から平成三十二年三月三十一日まで
- 七 変更認可の年月日 平成三十一年三月十八日

## 企業局

### 山梨県企業局管理規程第三号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

山梨県公営企業管理者 宮 澤 雅 史

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表電気主任技術者の項中

峡東水道第一発電所電気工作物	電気課
峡東水道第二発電所電気工作物	

管理職員

を

西山ダム発電所電気工作物

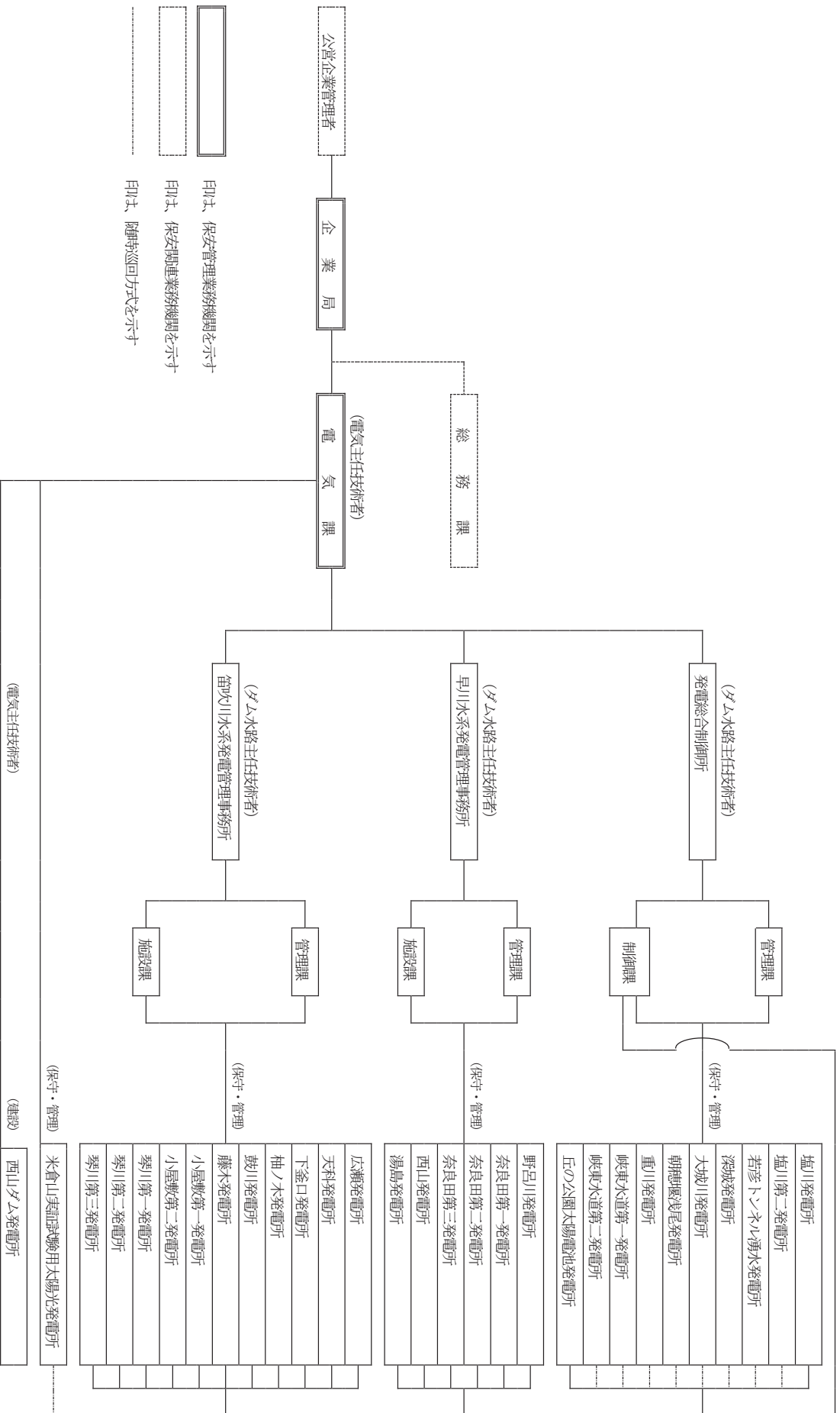
電気課管理職員

に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第四条関係)

保安に関する組織機構



別表第二本庁の項中「峡東第一・第二発電所」を「西山ダム発電所」に改め、同表事業所の部発電総合制御所の款中「重川発電所」の次に、「峡東水道第一発電所、峡東水道第二発電所」を加える。

**附則**

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

**山梨県企業局管理規程第四号**

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

山梨県公営企業管理者 宮 澤 雅 史

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業に附帯する小規模水力発電事業の規模を定める規程（平成二十六年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

峡東水道第一発電所	一〇〇
峡東水道第二発電所	三三五

**附則**

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

**山梨県企業局管理規程第五号**

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

山梨県公営企業管理者 宮 澤 雅 史

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の二号中「第十二条の四第一項」を「第十二条の六第一項」に改める。

**附則**

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

**人事委員会**

**山梨県人事委員会規則第六号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中「室長補佐（室長の事務を代決する権限を有する者に限る。）」を「室長補佐（室長の事務を代決する権限を有する者に限る。） 知事政策補佐官」に改め、教育委員会の部教育機関の項中「所長 副所長」を「所長」に改める。

**附則**

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。